

平成27年度 2・3号認定の利用者負担額（案）について

●この利用者負担額（案）は、現時点のものであり、今後変更となる場合があります。

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）			
階層区分	定義	2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	5,400円	5,400円	8,100円	8,100円
第3	※平成26年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯 ○市町村民税所得割額算出にあたり、調整控除以外の税額控除は適用しません。	48,600円未満	14,800円	14,600円	17,500円
第4		97,000円未満	24,300円	23,900円	27,000円
第5		169,000円未満	35,700円	35,000円	40,000円
第6		301,000円未満	35,700円	35,000円	54,900円
第7		397,000円未満	35,700円	35,000円	72,000円
第8		397,000円以上	35,700円	35,000円	82,700円

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）			
階層区分	定義	2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2	児童の属する世帯が、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯で、第2、第3階層に認定	0円	0円	0円	0円
第3	された場合は、それぞれこの表に掲げる利用者負担額とする。	13,900円	13,700円	16,600円	16,400円

●9月以降の利用者負担額については、平成27年度分の市町村民税所得割額の区分により定められます。

●市町村民税所得割額は、旧年少扶養控除を含めて再算定を行うので、実際に課税されている市町村民税所得割額とは異なることがあります。

●平成26年1月1日時点で七飯町以外に住所があった場合には、①合計所得金額 ②所得控除額 ③税額控除 ④扶養人数が、わかる書類（所得課税証明書等）が必要となります。

●多子軽減について

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

